

# 令和7年度 豊田市立大沼小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

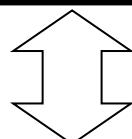
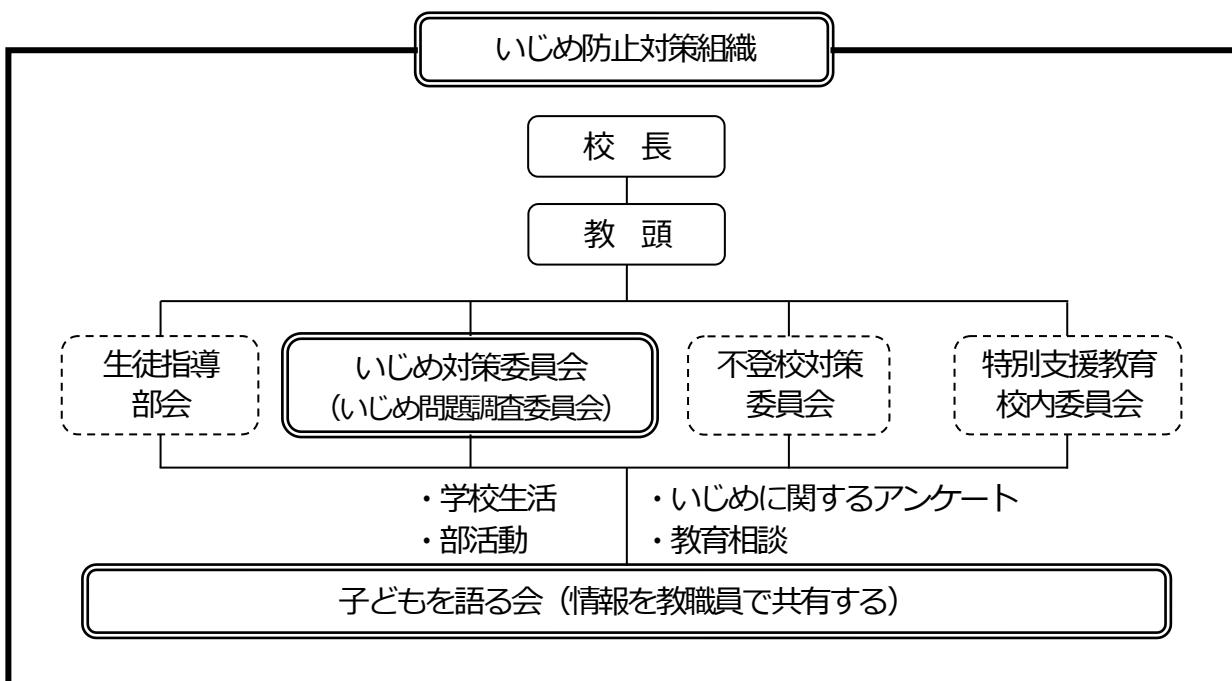
いじめは人間として絶対に許されない行為であり、同時に、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為でもある。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。だからこそ、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、すべての教職員がいじめ防止に取り組まなければならない。

これらの基本的な考えを基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。また、教職員は、「全校児童を全教職員で育てる」という思いをもつて指導に当たる自覚をもつ。

## 2 いじめ防止対策組織

校内に「いじめ防止対策組織」として、「いじめ対策委員会」と「子どもを語る会」を設置し、ささいないじめの兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう組織として対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。



関係機関等との連携 (パレクとよた・児童相談所・子どもの権利相談室・  
警察、スクールロイヤー機能 等)

### (1) 「いじめ対策委員会」の役割

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」や保護者対象の「学校評価アンケート」を実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、共通理解を図る。
  - ・教育相談アンケート（いじめアンケート）や教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
  - ・教職員の資質能力向上を目指し、いじめ防止に関する校内研修や伝達講習を計画・実施する。
- ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
- ・学校だよりやホームページ等を通して、学校いじめ防止基本方針の周知やいじめ防止の取組状況、学校自己評価の結果等を発信する。
- エ いじめへの対処
- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、正確な事実の把握に努め、いじめの解消にむけた指導・支援体制を組織する。
  - ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。
  - ・「臨時いじめ対策委員会」において犯罪行為が疑わしいじめについては、直ちに学校から警察署（生活安全課）へ連絡・通報し、適切に連携を行う。その上で、学校としていじめの再発防止のための指導・支援を継続して行う。
  - ・いじめ解消の判断をする。

### (2) いじめ対策委員会の構成員

#### <教職員>

- |                                   |                  |               |       |
|-----------------------------------|------------------|---------------|-------|
| ○校長                               | ○教頭              | ○教育相談コーディネーター | ○教務主任 |
| ○教育相談主任                           | ○生徒指導主事（主任）      | ○担任           | ○養護教諭 |
| ○スクールカウンセラー                       | ○スクールソーシャルワーカー 等 |               |       |
| ※必要に応じて、保護者の代表や校外の専門的な知識を有する方を加える |                  |               |       |
| ○主任児童委員                           | ○学校運営協議会委員       | ○P T A代表者 等   |       |

### (3) 「子どもを語る会」の役割

- ・教職員で児童の実態と指導方針の共通理解をし、いじめ問題に対して組織的に対応する。

### (4) 「いじめ対策委員会」「子どもを語る会」の開催時期

- ア 学校全体の様子を把握し、いじめ防止・いじめ対策に努めるために、定期的に「いじめ対策委員会」を開催する。
- イ 毎月「子どもを語る会」を開催し、日常の児童の実態を教職員で共通理解し、対応策の検討や方針の徹底をする。
- ウ 緊急にいじめ事案への対応が求められる場合については、「臨時いじめ対策委員会」を開催する。

## 3 いじめの防止等に関する具体的な取組

### (1) 未然防止の取組

- ア 縦割り班活動を通して、1年生から6年生までが相手を理解し歩み寄る心を高める中で、信頼できる人間関係づくりの構築に取り組む。
- イ 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。担任以外の教職員も、日常的に児童と触れ合う機会をもつように心がける。

ウ 地域の「人・こと・もの」を題材にした教材を開発し、児童自らの「知りたい」「伝えたい」気持ちを高め、学習を主体的に進める授業づくりを行う中で、児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む。

エ 全ての教職員が学校いじめ防止基本方針を共有し、いじめやその対応について正しく理解し、認識して教育活動に取り組む。

オ 全校一斉の道徳の授業や福祉体験学習を行うなど、教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育(権利学習プログラム)の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

カ デジタル・シティズンシップ教育を推進し、児童がインターネットやSNSの正しい利用とマナーについての理解を深め、責任ある行動ができるようにする。

キ 感染症などに関連するいじめや偏見、差別をなくすよう学校全体で指導する。

ク 児童自らがいじめについて考え、主体的に行動できる取組を充実させる。

## (2) 早期発見の取組

ア 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

イ 教育相談アンケート(いじめに関するアンケート)や教育相談を定期的(6月、9月、2月の年3回)に実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。

ウ 「先生たすけて」を活用し、心配なことを相談できる環境を整え、児童の小さなSOSの把握に努める。

エ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

オ 教職員間で情報共有する「子どもを語る会」を定期的に設け、一人の判断で見逃したり、抱え込んだりすることがないようにする。

カ 月に1回の「教職員チェックシート」による点検や年に2回の「hyper-QU」の実施の結果から、学級の様子や個々の児童の様子を把握し、いじめの兆候の把握に努める。気になる児童については、「子どもを語る会」で取り上げ、状況の共通理解や支援・対応の検討を行う。

キ スクールカウンセラーによる児童の全員面談を実施(年1回、10~11月)し、連携して未然防止や早期発見ができるようにする。

ク 「いじめのサイン発見チェックシート(保護者用)」を学校ホームページに掲載し、保護者が早期発見できるようにする。

ケ 「いじめのサイン発見チェックシート(保護者用)」を全家庭で実施(6月、10月の年2回)し、家庭での子どもの変化に気づくことができるよう保護者と連携して対応する。

## (3) いじめへの対処

ア いじめの発見・通報を受けたら、担任、生徒指導担当に連絡し、連絡を受けた者は、速やかに管理職へ報告をあげ、「臨時いじめ対策委員会」を開催し、組織的に対応する。

イ いじめを受けた児童を守り通すという姿勢で対応する。

ウ いじめの状況について児童に聴き取りを行う際には、客観的な事実を把握するよう心がけ、事実を正確につかむようにする。

エ 記録は、事実が正確に記録されるようにし、適切に管理・保存する。

オ いじめを行った児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

カ 教職員の共通理解、保護者との連携、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、豊田加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。

キ 対応が困難な場合は、パレクとよたに対応の相談をし、適切な助言等を受ける。

ク いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集

団づくりを行う。

ケ 学校外で発生したいじめについて、児童が所属する団体等がある場合は、当該団体等と連携して対応、指導、見守りを行う。

コ インターネット上の名誉棄損行為等、犯罪行為が疑われるいじめ事案については、警察署とも連携して行う。

#### (4) いじめ解消の目安

いじめが止んだと判断できる状態でも、3ヶ月を目安に十分な経過観察と適宜面談等を行い、「いじめ対策委員会」で最終的に「解消」と判断する。

<いじめが止んだと判断する目安>

- ・いじめを受けた児童が、現在いじめないと自覚している。
- ・いじめを受けた児童の保護者が、現在いじめないと判断できる。
- ・周りの児童や教職員から見て、現在いじめないと判断できる。

### 4 いじめの重大事態の疑いがある事案発生時の対応

- (1) いじめの重大事態が疑われる場合は、速やかに教育委員会に状況を報告し、早期解決を図る。その後、重大事態となった場合は、速やかに教育委員会に報告をし、適切に対応して早期解決を図る。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ問題調査委員会（いじめ対策委員会が兼ねる）」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、いじめを受けた児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

### 5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、取組の内容を振り返り、児童生徒や保護者、地域の方の意見を参考にした上で定期的に見直しを図り、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) 教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」、「【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え」を年2回（7月、11月）、「保護者アンケート」を年1回（11月）実施し、いじめ対策委員会で取組の検証を行う。

### 6 その他

- (1) いじめの防止に関する校内研修（OJT研修）を年2回計画し、児童（生徒）理解やいじめ防止等に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

<参考資料 取組の年間計画>

	いじめ防止対策組織	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A P ↓ D ↓ C P	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認 ○教育相談活動計画の提案	○児童（生徒）、保護者へ相談室やSCの活用を周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導（心と体の成長）	○児童（生徒）、保護者へいじめ相談窓口を周知 ○身体測定	○保護者会、学級懇談会での「学校いじめ防止基本方針」の説明 ○希望制個別懇談会
5月		○現職研修①「児童（生徒）理解と学級づくり」			
6月		○いじめ対策委員会① ○全職員による「学校いじめ防止基本方針」の確認	○hyper-QU実施	○教育相談アンケート① ○教育相談周間①	
7月		○教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」の実施→検証 ○hyper-QU ブロック別研修	○いじめ防止に関する校内研修（SC）	○個別懇談会	
8月		○中間評価→検証 ○現職研修②（hyper-QU OJT）			
9月				○身体測定 ○教育相談アンケート② ○教育相談周間	
10月		○いじめ対策委員会② ○全職員による「学校いじめ防止基本方針」の確認		○いじめのサイン発見チェックシート実施	
11月		○教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」の実施→検証	○hyper-QU実施	○SCによる全員面談	
12月			○人権周間（講話） ○赤い羽根募金活動 ○いじめ防止に関する校内研修（SC）	○個別懇談会	
1月			○福祉実践教室 ○保健指導（命の大切さ）	○身体測定	
2月		○学校自己評価 ○いじめ対策委員会③		○教育相談アンケート③ ○教育相談周間③	
3月		○保護者アンケートの結果を検証し、「基本方針」の見直し		○文科省「生徒指導上の諸課題調査」によるいじめ調査	
通年		○校内のいじめに関する情報の共有（子どもを語る会） ○対応策の検討 ○伝達講習を定期的に開催（OJT）	○集会での校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○縦割り班活動の充実 ○デジタル・シティズンシップ教育の推進 ○SCによる校内研修 ○権利学習プログラム	○健康観察の実施 ○SCによる相談	○スクールガード ○地域ボランティア ○権利学習プログラム